



「市町村総合事業」 今年度実施は7%に止まる

介護予防・日常生活支援総合事業を2015年度内に実施する市町村がほぼ明らかになりました。お住まいの市町村の動きを理解する上で参考にしてください。4月実施は数ある市町村の内80弱に止まっています。取り組み方も、意欲的なところがあれば財政面で有利なものを当て込んだ駆け込み的なところもあり、これまでの予防給付相当のサービス先行型から新しい多様なサービス先行型

都道府県	4月実施市町村	2015年度中実施市町村
北海道	長沼町、土別町、苫前町	
青森県	なし	
岩手県	住田町	西和賀町
宮城県	石巻市、白石市、川崎町	
秋田県	なし	
山形県	寒河江市、長井市	
福島県	伊達市	只見町10月、国見町年度内
茨城県	日立市	牛久市6月、ひたちなか市10月
栃木県	上三川町	
群馬県	高崎市	
埼玉県	羽生市、和光市、吉見町	川島町1月、以下3月 川越市、飯能市、東松山市、 入間市、日高市
千葉県	銚子市、松戸市、鴨川市、流山市	柏市2月
東京都	7区市	1市10月、1市3月
神奈川県	厚木市、綾瀬市、松田町、 愛川町、清川村	横浜市1月、横須賀市1月 小田原市年度内
新潟県	上越市、南魚沼市	
富山県	新川地域介護保険組合 (黒部市、入喜町、朝日町)	
石川県	なし	
福井県	なし	
山梨県	北杜市、南アルプス市、中央市	
長野県	御代田町	
岐阜県	中津川市	大垣市10月
静岡県	島田市、伊豆市、森町	
愛知県	高浜市	

ありと実に様々です。多様なサービスのほうがコストがかからないからと述べている自治体もあるようです。奈良県の生駒市では、総合事業か要介護認定かを振り分ける新たな基準を策定しているようです。こうした基準の運用のあり方など、これからさらに情報を集めてお知らせしたいと思います。いずれにしても、「要支援はずし」との批判を覆すような動きはまだないようです。

都道府県	4月実施市町村	2015年度中実施市町村
三重県	桑名市、名張市	玉城市10月
滋賀県	なし	彦根市一部地域10月
京都府	なし	
大阪府	箕面市	
兵庫県	豊岡市、加東市	
奈良県	生駒市、橿原市	
和歌山県	なし	
鳥取県	日南町	
島根県	なし	
岡山県	なし	
広島県	福山市	府中市年度内
山口県	なし	
徳島県	なし	
香川県	なし	
愛媛県	なし	
高知県	土佐市、土佐清水市	安芸市3月、南国市3月
福岡県	なし	9市町村年度内
佐賀県	なし	
長崎県	大村市、佐久町	五島市10月
熊本県	宇城市、芦北町、錦町	御船町10月
大分県	別府市、中津市、佐伯市、 臼杵市、竹田市、杵築市、 国東市、日出町	津久見市10月、由布市10月、 玖珠市3月
宮崎県	串間市	
鹿児島県	西之表市、いちき串木野市、 徳之島町、天城町、伊仙市	十島村7月
沖縄県	なし	

シルバー産業新聞4月10日付記事をもとに「家族の会」が作成

認知症鉄道死亡事故裁判の追い風になることを期待 最高裁が、子供が原因の事故で親に過大な監督責任を求める判決

認知症の人の鉄道死亡事故で遺族が損害賠償を求められた裁判の最高裁の結論に重大な影響を与えると思われる最高裁判決が出ました。4月9日、子供が蹴ったサッカーボールが原因で起こった死亡事故について、親の監督責任を認めた一審、二審の判決を破棄し「責任はない」とする判決を下しました。これまで、ほとんどすべての裁判で親の責任が認められてきたとのことですので、この判決は画期的なものと言えます。

常識的に考えて予測すること、予防することの不可能

な事故について監督者の責任を求めるとする今回の判決は、現在最高裁で係争中の認知症の人の鉄道死亡事故裁判に大きな影響を与えることは明らかです。この事例よりも厳しい監督責任が認知症の人の介護家族に求められることは公平性を欠き、妥当ではないと考えます。

最高裁が介護家族の責任を免じる判決を下すこと、それをきっかけとして損害の社会的救済のための制度について議論が始まるなどを心から期待するものです。